

広島県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かじわら内科循環器科	東広島市西条町田口二七二一―二	平成二十九年四月一日
フェローデンタルクリニック西条	東広島市西条町御菌字六〇八八番地三号	平成二十九年三月一日
さんくす薬局 寺家駅前店	東広島市西条町寺家四三〇〇番地（二三街区四）	平成二十九年四月一日
さんくす薬局 田口店	東広島市西条町田口二七二一―二	平成二十九年四月一日
クオール薬局 江田島店	江田島市能美町中町四七一五―六	平成二十九年三月一日
中央薬局 坂店	安芸郡坂町平成ヶ浜一―八―四〇	平成二十九年四月一日